

電子情報通信学会 東京支部規程

(平成 23 年 12 月 19 日改正)【「定款の変更の案」と同時に施行する停止条件付き改正】

(総 則)

第 1 条 本支部の構成および運営については、一般社団法人電子情報通信学会定款ならびに規則に定めるものの外、この規程による。

第 2 条 本支部は、一般社団法人電子情報通信学会東京支部と称する。

第 3 条 次の地域内に在住する電子情報通信学会会員は、すべて本支部に属するものとする。
東京都、神奈川県、山梨県、埼玉県、茨城県、千葉県、栃木県、群馬県

(事 業)

第 4 条 本支部は、本会定款に定める目的を達成するため随時、講演会、討論会、講習会、見学会等を開催する。

2. 本支部に学生会を設け、学生員の支部活動を盛んにするための事業を行う。このため、別途学生会運営基準を設ける。

(支部運営委員および学生会顧問)

第 5 条 本支部に支部長 1 名、次期支部長 1 名、支部庶務幹事 2 名および支部会計幹事 2 名のほか、支部委員 24 名以内を置く（以下支部運営委員と総称する）。

2. 支部運営委員の任期は 2 年とする。ただし、次期支部長は、次年度に支部長となる候補者となり、役職毎の任期はそれぞれ 1 年とし、支部運営委員としての任期は通算 2 年とする。

3. 支部委員のうち若干名を、支部長が支部運営委員会の決議を経て正員のうちから候補者を選定し、理事会の承認を得ることができる。

4. 支部運営委員に欠員を生じた場合は、支部長が支部運営委員会の決議を経て正員のうちから候補者を選定し、理事会の承認を得ることができる。ただし、支部運営委員としての任期は、前任者の残任期間とする。

第 6 条 学生会に別に定める学生会顧問を置く。うち 2 名を支部長が支部委員として正員のうちから候補者を選定し、理事会の承認を得ることができる。

第 7 条 支部庶務幹事および支部会計幹事の職務分担は、次のとおりとする。

支部庶務幹事 庶務に関する事項ならびに他幹事の所掌に属しない事項

支部会計幹事 会計に関する事項

第 8 条 支部運営委員は支部運営委員会を組織し、支部の業務を決議し執行する。

第 9 条 支部運営委員の候補者の選挙は、本部役員および代議員の選挙と同時にを行う。

第 10 条 支部運営委員の候補者の推薦、投票、開票等に関する手続きは支部運営委員会の決議を経て、支部長が定める。

(会 議)

第 11 条 本支部に、事業の円滑な運営を図るため支部運営委員会を置く。更に支部運営委員会の決議を経て必要な委員会を置くことができる。

第 12 条 支部長は、支部運営委員会を毎年 4 回以上招集し、その議長となる。

2. 支部長が必要と認めたときは、臨時支部運営委員会を招集する。

第 13 条 支部運営委員会は、総支部運営委員の議決数の過半数を有する支部運営委員が出席しなければ議事を開き、決議することができない。ただし、委任状を提出したものは出席者とみなす。

第 14 条 支部運営委員会の議事は、出席した支部運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

第 15 条 本会規則第 60 条により、本部へ提出する事業計画案および予算案、事業報告および決算は支部運営委員会の決議を経ることを要する。

(附 則)

1. 本規程の改正は、一般社団法人設立登記の日から施行する。

但し、平成 23 年度に実施する支部運営委員候補者等の選挙に関しては、本改正を準用して実施する。

2. 本規程の改正施行後、社団法人電子情報通信学会東京支部規程に基づく支部役員、支部評議員等は、それぞれ、支部運営委員、支部委員等と読替え、任期については残任期間まで継続して支部の業務を遂行するものとする。

3. 本規程の改正は、理事会の承認を受けるものとする。

東京支部規程(旧)

- | | |
|--------------------------------------|----------------------------|
| (昭和42年5月27日一部改正学会名変更) | (昭和42年6月13日一部改正第3条) |
| (昭和56年9月21日一部改正第6条) | (昭和61年5月17日一部改正学会名変更) |
| (昭和62年7月27日一部改正第13条) | (平成元年11月20日一部改正第6条、第14条) |
| (平成7年5月20日一部改正第5条、第6条、第7条、第17条、第23条) | |
| (平成10年5月23日一部改正第5条、第6条) | (平成11年10月21日一部改正第20条、第21条) |
| (平成12年4月24日一部改正第17条) | (平成18年2月21日一部改正第5条、第21条) |
| (平成21年9月7日一部改正第6条) | (平成22年7月20日一部改正第6条、第9条) |

(総 則)

- 第1条 本支部の構成および運営については、社団法人電子情報通信学会定款ならびに規則に定めるものの外、この規程による。
- 第2条 本支部は、社団法人電子情報通信学会東京支部と称する。
- 第3条 本支部は、事務所を東京都港区芝公園三丁目5番8号機械振興会館内社団法人電子情報通信学会事務局内におく。
- 第4条 次の地域内に在住する電子情報通信学会会員は、すべて本支部に属するものとする。
東京都、神奈川県、山梨県、埼玉県、茨城県、千葉県、栃木県、群馬県
- (事 業)
- 第5条 本支部は、ソサイエティや本部の収益活動との整合を取りつつ、地域活動を通して本会定款第5条に定める目的を達成すべく活動を行う。
2. 本支部に学生会を設け、学生員の支部活動を盛んにするための事業を行う。このため、別途学生会運営基準を設ける。
3. 本支部事業の円滑な運営を図るため、役員会の議決を経て必要な委員会をおくことができる。
- (支部長、支部幹事、支部評議員および学生会顧問)
- 第6条 本支部に支部長1名、次期支部長1名、支部庶務幹事2名および支部会計幹事2名のほか、評議員20名以内をおく。
2. 次期支部長は、次年度に支部長となり、役職毎の任期はそれぞれ1年とし、支部役員としての任期は通算2年とする。
3. ただし、評議員のうち8名以内は、支部長が正員のうちから選任することができる。
- 第7条 学生会に別に定める顧問若干名をおき、うち2名を支部長が評議員として選任する。
- 第8条 支部幹事の職務分担は、次のとおりとする。
支部庶務幹事庶務および他幹事の所掌に属しない事項
支部会計幹事会計に関する事項
- 第9条 支部長、次期支部長、支部幹事および支部評議員（以下支部役員と総称する）は支部役員会を組織し、支部の業務を議決し執行する。
- 第10条 支部役員に欠員を生じた場合は、次点者から補充する。ただし、やむをえない場合は、支部長が支部役員会の議決を経て選任することができる。
2. 補欠による支部役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第11条 支部役員の選挙は、本部役員および評議員の選挙と同時に毎年3月に行う。
- 第12条 支部役員の候補者の推薦、投票、開票等に関する手続きは支部役員会の議決を経て、支部長が定める。
- (会 議)
- 第13条 支部の会議は、支部役員会および支部総会とする。
- 第14条 支部役員会は、毎年5回、引継役員会1回を支部長が招集する。
2. 支部長が必要と認めたときは、臨時支部役員会を招集する。
- 第15条 支部役員会は、支部役員の半数以上出席しなければ議事を開き、議決することができない。ただし、あらかじめ意見を表示したものは出席者とみなす。
- 第16条 支部役員会の議事は、出席支部役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 第17条 本会規則第63条により、本部へ提出する事業計画案および予算案は支部役員会の議決を経ることを要する。
- 第18条 支部総会は年1回支部長が招集する。
2. 支部長が必要と認めたときは、支部役員会の議決を経て、臨時支部総会を招集することができる。
- 第19条 支部長は、支部会員5分の1以上が会議に付議すべき事項および理由を記載した書面を提出して、支部総会の招集を請求したときは、遅滞なく臨時支部総会を招集しなければならない。
- 第20条 総会の開催期日および議事は、支部役員会の議決を経て、支部長が決定し、支部会員に通知する。
- 第21条 次の事項は、支部総会において報告するものとする。
イ. 事業計画および収支予算
ロ. 事業報告および収支決算
ハ. その他支部役員会において必要と認められた事項

(付 則)

1. 本規程の改正は、平成22年7月20日から適用する。
2. この改正に伴い、評議員（次期支部長）を次期支部長とする。